消費生活セミナーを開催します



18歳から成人に!~若者への消費者教育を考える~

日 時	平成30年7月31日(火) 午後1時30分から午後3時50分まで
場所	宮城県行政庁舎2階講堂(地下鉄南北線 勾当台公園駅より徒歩3分)
プログラム	I 基調講演 「成年年齢引き下げ〜若者とその関係者への影響と備え〜」 講師 青山学院大学 法務研究科 教授 河上 正二 氏
	Ⅱ パネルディスカッション
	コーディネータ 青山学院大学 法務研究科 教授 河上 正二 氏
	パネリスト 仙台弁護士会 弁護士 大泉 力也 氏
	宮城県松山高等学校 校長 徳能 順子 氏
	宮城県宮城広瀬高等学校 教諭 佐藤 静江 氏 (平成27•28年度金融広報委員会金融教育研究校)
定 員	200名 ※事前にお申し込みください。定員に達し次第締め切ります。
申込方法	電子メール又はFAXにて、下記申込先へお送りください。
	「消費生活セミナー申込み」と記入し, 本文に(1)氏名(2)所属(3)連絡先電話番号を記入し送信してください。
申 込 先	宮城県環境生活部消費生活・文化課 相談啓発班
•	TEL:022(211)2524 FAX:022(211)2959
問 合 せ	電子メール:syoubuns@pref.miyagi.lg.jp

★消費生活相談窓口★

宮城県消費生活センター ②022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号(県庁1階)

相談時間 月~金 9時~17時 土日 9時~16時 (祝日•年末年始除く) http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html

【仙南圏】

大河原地方振興事務所 県民サービスセンター **☎**0224-52-5700 相談時間 月~金 9時~16時

【大崎圏】

北部地方振興事務所 県民サービスセンター **☎**0229-22-5700 相談時間 月~金 9時~16時

【栗原圏】

北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター 四0228-23-5700 相談時間 月~金 9時~16時

【石巻圏】

東部地方振興事務所 県民サービスセンター **本**0225-93-5700 相談時間 月~金 9時~16時

【登米圏】

東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター 〇220-22-5700 相談時間 月~金 9時~16時

【気仙沼・本吉圏】

気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター **3**0226-22-7000 相談時間 月~金 9時~16時

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。(詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください)

みやぎの消費生活情報

nformation on Consumer Affairs of MIYAG

INDEX

- ◆不安をあおり契約させるリフォーム工事の点検商法
- ◆創刊100号記念!クイズで学ぶ消費者力
- ◆消費生活セミナーを開催します



2018

7 月号

第100号

不安をあおり契約させるリフォーム工事の点検商法

住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げず無料点検を持ち掛け、不安をあおって 契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。高齢者は特に注意が必要です。 家族や周囲の人は高齢者の様子に気を配りましょう。



【事例】

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい。」と業者が訪問してきた。点検した後、業者から撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい。」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約出来ない。」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルは出来ない。」と怒鳴られた。

★アドバイス★

- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には応対しないようにしましょう。
- 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。 別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないように しましょう。
- 法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行う ことが出来ます。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



「188(いやや!)」泣き寝入り 消費者ホットライン

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。 1人で悩まず相談しましょう!

創刊100号記念!クイズで学ぶ消費者力





「みやぎの消費生活情報」は、今号で創刊 100 号となりました!過去に 掲載した記事をもとに、消費者トラブルや特殊詐欺にまつわるクイズを作成 しました。クイズに挑戦し、皆さんの「消費者力」を試してみましょう!

正解だと思う選択肢に〇を付けてね。正解は次のページでチェック!

〈第1問〉契約の成立

口約束だけで、契約は〔 A 成立しない。 B 成立する。







〈第2問〉通信販売

テレビショッピングで買った商品が気に入らない。 クーリング・オフ (A できる。 B できない。

)

〈第3問〉マルチ商法(ネットワークビジネス)

10日前、高校時代の同級生から連絡があり、「3人紹介すれば儲かる」 というビジネスを紹介された。断り切れず契約をしてしまったが、 クーリング・オフ (A できる。 B できない。



)





〈第4問〉訪問購入

5日前に訪問買い取り業者に指輪を売ったが、やはり返してほしい。 クーリング・オフ〔 A できる。 B できない。

〈第5問〉送り付け商法

注文した覚えがない健康食品が代金引換で届いた。

(A とりあえず受け取り、代金を支払う。 B 受取拒否をする。





〈第6問〉架空請求

「消費料金が未納。連絡しないと法的措置をとる」というハガキが届いた が、身に覚えがない。ハガキに記載された連絡先へ 電話 (A しなければいけない。 B してはいけない。)

『前ページの答え』



第1問 正解は B 口約束でも契約は成立します

お互いの合意があれば契約書を書かなくても契約は成立します。 (電話や口頭でも成立します。)

ただし、保証契約など契約書がないと成立しないと法律で定めてい る契約もあります。

参考 みやぎの消費生活情報 第88号(2017年9月号)

第2問 正解は B 通信販売はクーリング・オフできません

テレビショッピングは通信販売にあたるため、クーリング・オフ制度が適用 されません。購入前に返品の条件を確認しましょう。

参考 みやぎの消費生活情報 第92号(2017年11月号)





第3問 正解はA マルチ商法(ネットワークビジネス)は

クーリング・オフできます

マルチ商法の場合、契約書面を受け取った日、もしくは商品の引渡日のどちら か遅い日を含め20日以内であれば、クーリング・オフすることができます。

参考 みやぎの消費生活情報 第97号(2018年4月号)

第4問 正解は A 訪問購入はクーリング・オフできます

法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間以内でれば、クーリング・オフ ができます。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできます。

|参考| みやぎの消費生活情報 第92号(2017年11月号)





お断りします

第5問 正解は B 注文した覚えのない商品が届いたら、受取拒否しましょう

申し込んだ覚えもなく、必要のない商品の勧誘はきっぱりと断りましょう。了 承していないにもかかわらず、一方的に商品を送り付けられた場合は、支払の義 務はありません。届いた商品を安易に受け取らないようにしましょう。

|参考| みやぎの消費生活情報 第86号(2017年5月号)

第6問 正解はB 身に覚えのない請求は無視しましょう

ハガキに記載された連絡先に電話をすると、個人情報を教えることになり、 いわれのない請求を受けます。

参考 みやぎの消費生活情報 第99号(2018年6月号)





不安なことがあったり、トラブルに巻き込まれてしまったときは、 お住まいの地域の消費生活相談窓口に相談しましょう!



宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧いただけます。 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html